

## 平成30年度 世田谷区 1号認定保育料一覧表

区分	入所児童の属する世帯の階層区分	月毎の保育料
A	生活保護法による被保護者世帯等	0円
B	特別区(市町村)民税が非課税の世帯 特別区(市町村)民税の所得割額が非課税の世帯	0円
C	特別区(市町村)民税額 1～77,100円の世帯	4,600円 (2,300円)
D	特別区(市町村)民税額 77,101～211,200円の世帯	10,000円 (5,000円)
E	特別区(市町村)民税額 211,201～256,300円の世帯	16,300円 (8,150円)
F	特別区(市町村)民税額 256,301円以上	18,700円 (9,350円)
X	住民税が未確定の世帯(税未申告世帯) または、確認できない世帯	

①幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額( )内の金額、3人目以降については無料となります。

②平成28年4月から、特別区(市町村)民税が77,101円未満の多子世帯及びひとり親等世帯について、多子のカウント対象となるきょうだいの年齢制限を撤廃する等の新たな保育料負担軽減を実施しています。区で対象であることを確認できる場合は手続きが不要ですが、同一世帯外に兄弟がいる等、区で確認できない場合は申出書等の提出が必要です。詳細は区にお問合せください。

③この保育料のほか、各園によって、給食費などの実費徴収や特定負担額が必要となる場合があります。

④特別区(市町村)民税所得割額を計算する場合、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。